**報酬料金表**

Ｆ税理士事務所

１．月額報酬規定の算定方法

売上を基準にする方法や、所得金額を基準にする方法等があるが、当事務所では

（税引前当期利益＋家族役員報酬）÷○○ヵ月÷○○日＝○ヶ月の顧問料

（専従者給与控除前の金額）÷○○ヶ月÷○○日＝○ヶ月の顧問料

という基準を採用している。

２．決算報酬

決算書作成までの報酬には、原価計算を採用している。

代理報酬や、譲渡所得については、売上高や売却金額を基準として採用している。

３．資産税の報酬

税理士業務の特殊性としての責任に対する報酬を反映して、遺産総額、財産等の価額を基準としている。

1. 月額顧問報酬

顧問報酬算定基準

個人換算所得　　　○○○万円　　　○○○○円

○○○○万円　　　○○○○円

○○○○万円　　　○○○○円

○○○○万円　　　○○○○円

○○○○万円　　 ○○○○円

○○○○万円　　 ○○○○円

○○○○万円　　 ○○○○円

個人換算所得とは、法人の場合　税引前当期利益に家族役員報酬を加算した金額

個人の場合　専従者給与控除前の金額とする。

２．月額記帳代行報酬　１仕訳○○○円

○ヶ月間の平均仕訳数を算定し、○ヶ月間ごとに見直しする。

３．決算報酬

法人の場合

①基本報酬　○○○○円　○時間を超える場合１時間につき○○○○円を加算していく。

②申告書作成報酬

法人税別表作成　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○円

都道府県民税・事業税申告書　１都道府県につき　　　　　　○○○○円

市町村民税申告書　１市町村につき　　　　　　　　　　　　○○○○円

消費税申告書　消費税申告書作成報酬算定基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 売上高 | 簡易課税 | 本則課税 |
| ○○○○万円未満 | ○○○○円 | ○○○○円 |
| ○億円未満 | ○○○○円 | ○○○○円 |
| ○億円未満 | ○○○○円 | ○○○○円 |
| ○億円未満 | ○○○○円 | ○○○○円 |
| ○億円以上 | ○○○○円 | ○億円増すごとに○○○○円を加算 |

③税務代理報酬　税務代理報酬算定基準

|  |  |
| --- | --- |
| 売上高 ○○○万円未満 | ○○○○円 |
| 売上高○○○○万円未満 | ○○○○円 |
| 売上高○○○○万円未満 | ○○○○円 |
| 売上高 ○億円未満 | ○○○○円 |
| 売上高 ○億円未満 | ○○○○円 |
| 売上高 ○億円未満 | ○○○○円 |
| 売上高 ○億円以上 | ○○○○円 |

個人の場合

　①基本報酬　○○○○円　○時間を超える場合１時間につき○○○○円を加算する。

②申告書作成費用

所得税　　　　一般用　○○○○円

譲渡所得用　　一般用に以下の金額を加算した金額

譲渡所得の金額（特別控除）×○パーセント

売却価額×○○パーセント　　　　　　　　いずれか高い金額

消費税申告書　法人基準と同じ

③税務代理報酬　税務代理報酬算定基準

|  |  |
| --- | --- |
| 売上高○○○○万円未満 | ○○○○円 |
| 売上高○○○○万円未満 | ○○○○円 |
| 売上高○○○○万円未満 | ○○○○円 |
| 売上高○○○○万円未満 | ○○○○円 |
| 売上高 ○億円未満 | ○○○○円 |
| 売上高 ○億円未満 | ○○○○円 |
| 売上高 ○○億円未満 | ○○○○円 |
| 売上高 ○○億円以上 | ○○○○円 |

４．税務調査立会報酬

①日当　一日あたり　　○○○○円

②税務書類作成報酬　月額顧問料○ヶ月相当額

５．給与計算年末調整料金

給与計算１人１ヶ月あたり　　　　　　　　　　　　　○○○円

年末調整及び源泉徴収票作成１人あたり　　　　　 ○○○○円

支払調書合計表作成　　　　　　　　　　　　　　 ○○○○円

給与支払報告書市町村総括表及び提出　１市町村　 ○○○○円

６．その他の税目

償却資産申告書作成　　　　　　　　　　　　　　　○○○○円

事業所税申告書作成　　　　　　　　　　　　　　　○○○○円

この規定にないことはその都度協議して決めることとする。

７．相続税

①基本報酬　相続税の税務代理及び申告書作成報酬の算定基準

遺産の総額○億円以下　遺産の総額×○○パーセント

遺産の総額○億円を超える場合

（遺産の総額－○億円）× ○○パーセント＋○○○○円

②加算報酬　財産の評価等が複雑なときは、基本報酬の○○パーセント相当額を限度として加算することができる。

８．贈与税

　①基本報酬　贈与税の税務代理及び申告書作成報酬の算定基準

取得財産の価額○○○万円以下　取得財産の価額×○○パーセント

取得財産の価額○○○万円を超える場合

（取得財産の価額－○○○万円）× ○○パーセント＋○○○○円

②加算報酬　財産の評価等が複雑なときは、基本報酬の○○パーセント相当額を限度として加算することができる。